

30年 9月 4日

恵庭市議会議長 笹松 京次郎 様

会 派 名 恵庭市議会公明党議員団

代表者氏名 野沢 宏紀



政務活動費結果報告書

恵庭市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、当派の平成30年度研究研修結果報告書について、次のとおり報告します。

記

1 研究研修期間 平成30年 8月 8日から 30年 8月 9日まで（2日間）

2 内 容

| | |
|--------|-----------------------------|
| 研究研修名 | 「公共施設等の再編・運営と議会の関わり方」（8月9日） |
| 研究研修会場 | 「アットビジネスセンター池袋駅前別館」 |
| 参加人員 | 2名（野沢宏紀、佐山美恵子） |
| 研究研修内容 | 別紙のとおり |
| ----- | |
| ----- | |
| ----- | |
| ----- | |
| ----- | |
| ----- | |
| ----- | |
| ----- | |
| ----- | |

（研究研修資料／別紙のとおり）



平成30年9月4日

恵庭市議会公明党議員団研修報告書

* 報告者

団長・野沢宏紀

* 研修参加議員名

野沢宏紀、佐山美恵子 計2名

* 研修日程

平成30年8月9日（木）

* 研修項目

8月9日（木） 東京都

「公共施設等の再編・運営と議会の関わり方 IN 京都」
(指定管理者制度と公共施設の再編等における議会の役割) について
(公共施設等の再編と議会の関わり方) について

| |
|--|
| 研修会場・東京都（アットビジネスセンター池袋駅前別館） |
| 研修項目・「公共施設等の再編・運営と議会の関わり方」について |
| 報告者・野沢宏紀 |
| <p>研究研修内容</p> <p>「公共施設等の再編・運営と議会の関わり方」とのテーマの研修に参加させていただきました。それは、多くの自治体で抱えているであろう共通の課題として、人口減少、それに伴う財政問題、また次代の変化に合わせた行政運営、ということを考えて時、住民に必要な施設としての公共施設等のあり方が大きなポイントになっている、と思うからであります。各自治体では、公共施設総合管理計画（マネジメント）等を策定し、そのあり方については廃止や縮小、また再編等について動きだしています。否、既に動いているところもあります。その様なことから、住民の代表である議会・議員としては、どの様にその役割を担うべきか、ということについて学びたい、と思っていたからであります。</p> <p>今回の研修では、大きく2つの観点からの講義がありました。</p> <p>1つ目は、「指定管理者制度と公共施設の再編等における議会の役割」</p> <p>2つ目は、「公共施設等の再編と議会の関わり方」であります。</p> <p>まず、「指定管理者制度と公共施設の再編等における議会の役割」についてからであります。その研修の中からは、特に住民、議会に関わる点として、「公共施設の再編・多機能化を進める際の住民合意形成のあり方」「公共施設に関する議会・議員の役割」についての講義があり、それらの点から述べて見たいと思います。まず、住民参加型合意形成の論点として、1「対象課題の選定をどの様に行うのか」。それは適切な課題をどの様に設定するのか。その対象のコストがどれくらいかかるのか。それには、総論と各論の視点もあります。2「参加者の範囲をどう設定するのか」。これは、人数、選定方法、公募か無作為抽出か、インテンシティの度合をどう判断するのか、との視点があります。3「プロセス」。これは、日程の設定（参加機会の確保）、公平な運営方法（事務局等）、必要な知識を住民がどのように獲得するのか、どの様に提供するのか、という視点。4「専門家の参加方法」。これは、専門家の関与の可否、その専門家をどの様に選定するのか、専門家と住民との相互関係の確保、の視点があります。これらの4つの点を踏まえると、住民参加の合意形成のあり方としての、一つの問題提起がなされました。行政は公共施設についての問題だけではなく、様々な施策（計画）について、それぞれ住民に対しその説明責任と合意形成への努力が問われています。その上で、この公共施設に関する合意形成を進める観点から大事な点は、その事について社会的効果（価値）は何かを明確にし、共有することが重要なのではないかと、言うことでもあります。なぜ、公共施設の再編計画が必要なのか、その背景と目的。また、その施設が社会に何をもたらす</p> |

のか、と言うこと。それは、単なる費用対効果ではない社会的効果とは何か、市民がどの様に利用することになるのか、という視点であります。それらの点も踏まえ議会としても公共施設のあり方に関わっていくひとつの手段としては、地方自治法第96条第1項における議決事件について、公共施設等の件を追加することで行政に対するチェック機能の充実や議会の責任も明確になり、住民への説明責任も十分に果たさなければならないこととなります。それらも点も今後も議論する必要があるのではないか、と思いました。

次に、「公共施設等の再編と議会の関わり方」についてであります。この研修の中からは「公共施設等の再編における議会の役割」についての講義から述べて見たい、と思います。まず、公共施設マネジメントにおける重要視点として1「総合計画型のプランでは実施の過程が見えにくいので当初の3年程度の期間に具体的な地域や施設を想定した実施計画をシンボル事業あるいはモデル事業として組み込む」2「建物躯体の耐用年数だけでなく設備の減価償却も算定した正確な施設老朽化の判断基準と更新の優先度決定が必要」3「指定管理者制度や民間委託などの手法で経費の削減とノウハウを取り入れるとともに受益者負担の見直しや遊休資産の活用によって総合的な財源の確保を進めること」4「施設における機能の統合（複合化、多目的化）を軸に受益者の偏在と負担の分担方法を軸に公共施設のあり方を根本から議論する必要があること」5「縦割り組織を超える存在である首長を軸に効率的な意思決定の仕組みを検討する必要があること」の5点があります。その上で感じる事は、やはり「公共施設等総合管理計画」については、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決事件にする必要があるのではないか、と思いました。それは、議会として住民合意形成に関わっていく中で、議会の審議において住民の意見を参考人・公述人として招致し意見をよく聞く事が重要だからであります。これらは、講義の中でもありましたが、個別利益の代表として合意形成に関わるのではなく、地方公共団体全体を代表する形で関わり合いをもつ、と言うスタンスからであります。また、よくありがちな総論賛成・各論反対では、時間だけが浪費されるだけとなるため、地方公共団体の利益も勘案しながら住民に対し情報提供等を行う事も重要であります。また、議会としては、公会計をしっかりと読み解く力もつけなければならない、とも思いました。公共施設等のあり方については、どちらにしても拙速な合意形成を先導するのではなく、対話の中でのきめ細やかな合意形成過程が重要であり、そのプロセスを議会としてどう構築するのか、がこれからの課題であり議会議論のポイントになるのではないか、とも感じました。これらの点を踏まえ、今後の議会活動にしっかりと活かして参ります。

視察研修先・東京都

視察研修項目・公共施設等の再編・運営と議会の関わり方

報告者・佐山美恵子

研究研修内容

●幸田氏、広瀬氏より指定管理者制度と公共施設の再編等における議会の役割や議会の関わり方について学びました。

H15年、法改正により指定管理者制度が創設され民間団体が公の施設の管理ができるようになり、議員は住民の多様なニーズを受け止め住民サービスの向上を図るため専門性を向上させ住民の期待に応えなければなりません。H28.3月現在で全国の約4割の施設で民間企業等が指定管理者となっています。

課題として成果主義を重視し住民をサービスの顧客とみて満足度を高めようとし、その結果公益的価値を軽視され、効率的な経費削減が優先し公共性が崩壊しています。今後の指定管理者制度の留意点として目的を経費削減にするのではなく、公共サービスの水準の確保を観点にする、専門的知見を有する外部の視点を導入する 委託料の適切な積算で質を落とさない、これらの事に留意し働く人の処遇の確保をし公共サービスの質を保つことが大切である、との事を学びました。

事例を通し「武雄市のツタヤによる図書館運営の問題点」、「静岡県における指定管理者制度運用の考え方」や

「三カ日青年の家の死亡事故」、「埼玉県ふじみ野市大井プール事故」を通し指定管のもとでの事故に対して議会はどう行動すべきだったのか？

最も力点を置くべきことは、二度と同じ事故を繰り返さないための再発防止策を確立し公共施設の信頼を回復することです。

公の施設は地域住民が利用し公共の福祉の増進に資する施設であるため、住民のニーズを体现すべき議員の役割は大きいとのことでした。

議会、議員は持つべき権限を適切に行使しているのか三点について指摘がありました。

①指定管理者制度を導入する場合、条例が必要である。判断基準は住民がどのように利用するのか、どうサービスが高まるのか？施設の稼働率の向上などこれらの判断をしなければならぬ。

②指定管理者の選定にあたり「公共サービスの水準の確保という観点が重要」である。

③指定管理者の管理に関して議会は監視機能の発揮がある。

万が一、事故が起きた場合、議会自らが調査特別委員会を設置し事故の原因を調査し再発防止を提言することが求められる、住民の安全確保は議会の最も重要役割の一つである、と。

また議会として指定管理者制度に対峙するための新たなアプローチとして、「指定管理者基本条例」を提案する、と。

議会の権限を効果的に行使するための判断基準をあらかじめ基本条例として設定することで執行部からの議案に可否出来る。その中で、指定管理者制度の理念や枠組みを整理し、一定のルールを設けることで施設の社会的価値を高めることができる、と。

指定管の基本条例のモデル条例から・経費の削減を目的としない・専門的な知識経験の活用・

開館時間の拡大等・ニーズの対応 等盛り込むと良い。

議会は権限を積極的に行使し二元代表制を実現しなければならない。

議会の機能を十二分に発揮し住民に存在感を高めることが求められている。パフォーマンス的な行動ではなく、地道な取り組みが住民の信頼を勝ち得る道である、と。要するに住民がどのように利用するのか、それに対してサービスがどう高まるのかが判断基準となります。公共施設の取り巻く現状は維持管理費の増加と順次更新が必要になってきます。

限られた財源で住民サービスを継続して実施するため公共施設のあり方を見直す必要があり、少子高齢化、市民の多様化による市民ニーズの変化にどう対応した公共施設を作り上げるのかが課題ですが、今回学んだ中にたくさんのヒントがありました。

今回、学んだことを今後の議員活動に活かしていきたいと思います。